

〈 資 料 提 供 〉  
令和3年5月14日（金）  
農林水産部里山振興室  
担当者：瀬川、小林  
電話：076-225-1629（内4754）

## 世界農業遺産 未来につなげる「能登の一品」の 認定にかかる第4回公募について

世界農業遺産活用実行委員会では、「能登の里山里海」で生まれ、世界農業遺産の保全・継承に資する商品を、世界農業遺産 未来につなげる「能登の一品」として認定する制度を平成26年度に創設しています。

認定商品には「能登の一品」のロゴマーク（別紙）の表示を認めており、ロゴマークを表示した認定商品を通じて「能登の里山里海」の認知度のさらなる向上と地域活性化を図るとともに、県内外でのイベント等における販売・展示や商談機会の提供などにより、販路開拓や販売促進を積極的に支援しているところです。

第4回公募につきましては、下記のとおり実施します。

### 記

#### 1 制度の概要

##### （1）認定団体

世界農業遺産活用実行委員会

##### （2）対象商品

食品（農林水産物等一次産品及びその加工食品、飲料）

##### （3）申請者資格

農業、林業、畜産業、漁業若しくは製造業を営む個人、法人又はこれを営む者で組織される団体で、次のすべてを満たす者とする。

- ・ 原則として、能登地域の生産者又は能登地域に事業所若しくは製造施設を有する者
- ・ 対象となる商品の生産、製造又は加工の全部若しくは一部を行う者
- ・ 世界農業遺産「能登の里山里海」の価値の向上に積極的に協力できる者
- ・ 法令による営業禁止又は営業停止の行政処分、その他法令による処分を受けていない者

詳細は別紙のとおり

#### 2 募集期間 令和3年5月14日（金）～6月30日（水）

申請書関係書類は、世界農業遺産「能登の里山里海」ポータルサイトからダウンロードできます

(<http://www.pref.ishikawa.jp/satoyama/noto-giahs/>)

(別紙)

## 世界農業遺産 未来につなげる「能登の一品」について

世界農業遺産活用実行委員会では、「能登の里山里海」で生まれ、世界農業遺産の保全・継承に資する商品を、世界農業遺産 未来につなげる「能登の一品」として認定する制度を平成26年度に創設しています。

認定商品には「能登の一品」のロゴマークの表示を認めており、ロゴマークを表示した認定商品を通じて「能登の里山里海」の認知度のさらなる向上と地域活性化を図るとともに、県内外でのイベント等における販売・展示や商談機会の提供などにより、販路開拓や販売促進を積極的に支援しているところです。

### 【制度の概要】

- 1 認定団体 世界農業遺産活用実行委員会
- 2 対象商品 食品（農林水産物等一次産品及びその加工食品、飲料）



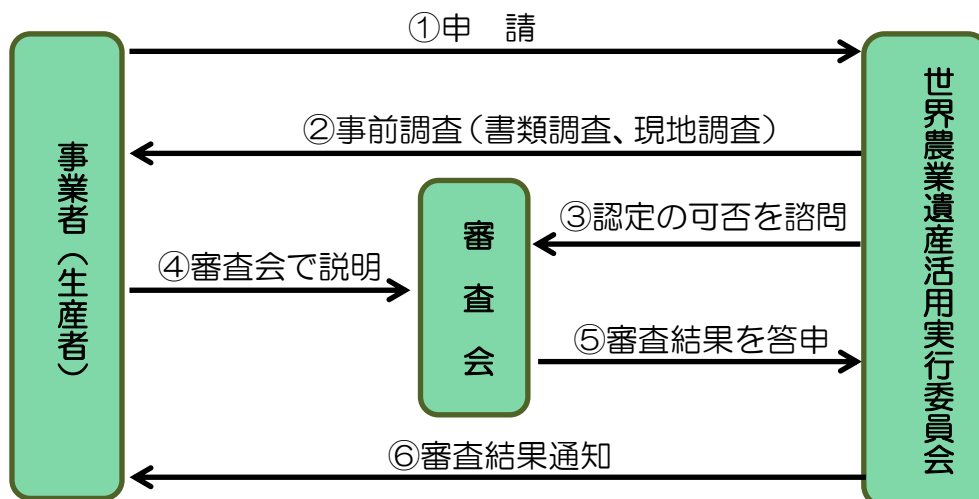
「能登の一品」の  
ロゴマーク

### 3 申請者資格

農業、林業、畜産業、漁業若しくは製造業を営む個人、法人又はこれを営む者で組織される団体で、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 原則として、能登地域の生産者又は能登地域に事業所若しくは製造施設を有する者
- (2) 対象となる商品の生産、製造又は加工の全部若しくは一部を行う者
- (3) 世界農業遺産「能登の里山里海」の価値の向上に積極的に協力できる者
- (4) 法令による営業禁止又は営業停止の行政処分、その他法令による処分を受けていない者

### 4 申請から認定までの流れ（フロー図）



## 5 認定基準

「能登の里山里海」で育まれた、世界農業遺産の保全・継承に資する商品で、以下に掲げるすべての要件を満たすもの

### (1) 能登地域で生産・製造された食品であること

ただし、能登地域以外で製造された商品であっても、能登地域ならではの原材料を使用し、世界農業遺産「能登の里山里海」の価値の向上と地域の活性化に資するものはこの限りでない。

### (2) 商品の原材料・生産方法等が次の条件を満たすこと

ア 次のいずれかを満たす能登地域ならではのもの

(ア) 能登で伝承され、これからも引き継いでいくべきものであること

(イ) 能登の太陽、風、水、土が育んだものであること

イ 商品のコンセプトが世界農業遺産「能登の里山里海」の利活用・保全に合致するもの

### (3) 消費者の信頼を確保する安全安心のための取組がなされていること

## 6 認定の有効期間

3年間（認定延長可。ただし、継続申請手続きが必要）